

上里町有料広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が保有管理する資産を広告媒体として活用した有料による広告（以下「広告」という。）を掲載することにより、町民への情報提供と町の新たな収入を確保することを目的とし、広告掲載に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体

次に掲げる資産のうち、広告を掲載することができるもの

ア 町が発行する広報、パンフレット等の刊行物及び印刷物

イ 町が郵送用又は配布用として使用する封筒

ウ 町が管理運営するホームページ

エ 町が保有する自動車

オ その他町が保有管理する資産のうち町長が定めるもの

(2) 広告掲載

広告媒体に法人その他が広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 広告主

広告媒体に広告掲載の決定を受けた者をいう。

(4) 広告掲載料

広告媒体に広告掲載をした広告主が支払う料金をいう。

(広告の掲載範囲)

第3条 町長は、広告媒体の公共性を確保するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載を行わないものとする。

(1) 町の品位を損なうおそれのあるもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(3) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(4) 社会問題に関する主義主張に関するもの

(5) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載として適当でないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載の公平性及び中立性を保つため広告掲載の基準を別に定める。

(広告掲載の規格及び広告掲載料等)

第 4 条 広告掲載の規格及び広告掲載料等は、広告媒体ごとに基準を別に定める。

(広告の募集方法)

第 5 条 広告掲載の募集は、町広報紙及び町ホームページにより公募するものとする。
ただし、公募による応募者の数が募集した数に満たないときは、この限りでない。

(広告掲載の順序)

第 6 条 広告掲載の希望が重複した場合の広告の順位は、次の各号の順位とする。なお、当該各号内の順位は、その都度定める順序とする。

- (1) 法人その他の団体で、町内に事業所又は住所を有する者の広告
- (2) 前号に掲げる以外の者の広告

(広告掲載の決定等)

第 7 条 広告掲載をしようとする者は、広告掲載申込書 (様式第 1 号) に広告原稿又は
広告内容が分かる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項により申込みがあったときは、その内容を審査のうえ、広告の掲載の
適否を決定するものとする。
- 3 町長は、広告に掲載の適否を決定したときは、その結果を広告掲載決定 (却下) 通
知書 (様式第 2 号) により広告掲載申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、広告掲載を行うに際して、必要に応じて広告の内容、デザイン、形状、材
質等の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

(広告掲載料の納付)

第 8 条 広告掲載料は、第 7 条第 3 項に規定する広告掲載の決定に合わせて、広告主に
対して納入通知書を発行しなければならない。

- 2 広告主は、町長が発行する納入通知書により指定する期日までに、広告掲載料を一
括して前納しなければならない。

(広告の取り止め)

第 9 条 広告主は、自己の都合により広告掲載を中止することができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を中止しようとするときは、広告主は書面により町長に
申し出を行い、当該広告の撤去等に必要な指示を受けなければならない。

(広告掲載の取消し)

第 10 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すこと

ができる。

- (1) 広告主が偽りその他の不正な手段により広告の掲載の決定を受けたとき
- (2) 広告主が第 3 条、第 4 条の規定により定められた基準に反したり、第 7 条第 4 項に規定する指示及び条件に従わなかったとき
- (3) 広告主が第 8 条の規定による広告掲載料を納付しなかったとき
- (4) その他広告掲載が適切でないと町長が認めたとき

(広告掲載料の還付)

第 11 条 町長は、広告掲載を決定した後において、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、既納の広告掲載料を還付するものとする。ただし、還付する広告掲載料には利子を付さない。

2 第 9 条及び第 10 条の規定により広告掲載の中止及び取消しの場合、既に納入された広告掲載料は還付しないものとする。

(広告主の禁止行為)

第 12 条 広告主は、広告掲載に係る権利を第三者へ譲渡、貸与及び担保等を行ってはならない。

(広告主の責務)

第 13 条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること
- (4) 広告の内容等が決定、又は決定に係る指示若しくは条件に適合したものであること

2 広告主は、前項に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告物の撤去等)

第 14 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載した広告物の撤去、削除及び塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 広告主が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去又は削除しないとき
- (2) 第 10 条の規定により広告掲載の取消しを受けた広告主が広告物を撤去又は削除しないとき
- (3) 広告主が倒産、解散により消滅したとき

2 前項に要する費用は広告主の負担とする。ただし、前項第 3 号の場合はこの限りで

ない。

(審査委員会)

第 15 条 広告媒体への広告掲載に係る事務を適正に処理するため、上里町広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査し、その結果を町長に報告するものとする。

(1) 第 7 条第 2 項の規定する広告掲載の困難な適否に関する事項

(2) 第 10 条第 1 項の規定する広告掲載の取り消しの適否に関する事項

(3) その他広告掲載に関し町長が必要と認める事項

3 委員会は、上里町請負業者指名選考委員会規程(昭和 49 年上里町訓令第 3 号)第 1 条に規定する上里町請負業者指名選考委員会が兼ねる。

(会議)

第 16 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、半数以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ず委員会を欠席する場合において、代理の者を出席させることができる。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

上里町長

様

住所又は所在地
申込者 氏名又は名称
代表者職氏名

（担当）
氏名
電話番号

広告掲載申込書

上里町有料広告掲載要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり広告掲載を申し込みます。

記

1. 掲載広告媒体名
2. 広告の希望位置、枠数、期間等

区分（位置）	枠数	期間又は号数	備考

（注）「期間又は号数」の欄は、ホームページの場合は「最小単位 1 ヶ月で期間」を、
広報誌の場合は「月号数」を記入ください。また、ホームページへの場合「備考」
の欄にリンク先の URL を記入ください。

3. 添付書類 広告物の見本（内容）
4. その他

申込みに当たっては、上里町有料広告掲載要綱等を遵守します。

広告内容には、著作権等の侵害や関係法令に抵触していないことを確約します。

様式第2号（第7条関係）

文書番号
年 月 日

様

上里町長

広告掲載（決定・却下）通知書

上里町有料広告掲載要綱第7条第2項の規定により、次のとおり広告掲載（決定・却下）をしたので通知します。

記

1. 決定区分

	決定（掲載します。）
	却下（掲載しません。）
	理由

2. 広告媒体の種類

3. 広告の位置、枠数、期間等及び広告掲載料

区分（位置）	枠数	期間又は号数	広告掲載料
			円
			円
			円
合 計			円

4. 広告決定通知の場合

（1）添付書類 納入通知書

広告掲載料の納付は、年 月 日までに一括して納付してください。

（2）提出書類 広告原稿を 年 月 日までに提出ください。

広告掲載料、広告原稿が期限まで納付、提出がなされない場合には、広告が掲載できない場合がございますので、ご注意ください。